

建設関連業務における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の  
引上げについて

本県の建設業行政については、平素から御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

県では、建設関連業務の発注に当たり、公正な競争と適正な価格での契約を推進するため、令和6年7月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。(令和6年7月1日から入札公告又は指名通知の案件に適用します。)

記

1 建設関連業務に係る最低制限価格の引上げについて

最低制限価格の算定方法について次のとおり変更します。

- (1) 測量業務における諸経費の額を48%から50%に引き上げます。
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務における一般管理費等の額を48%から50%に引き上げます。
- (3) 地質調査業務における諸経費の額を48%から50%に引き上げます。
- (4) 補償関係コンサルタント業務における一般管理費等の額を45%から50%に引き上げます。

引上げ後の各業種の最低制限価格の算定方法は下表のとおりとなります。

(対象)

総合評価競争入札を除く競争入札の建設関連業務

(改正後の算定方法)

最低制限価格は、業種ごとに次に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額とします。ただし、下限は設計額の70%で、上限はありません。

業種区分	①	②	③	④
土木関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 90%の額	一般管理費等 の50%の額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の 額	諸経費の 50%の額	—
建築関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 60%の額	諸経費の 60%の額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の 90%の額	解析等調査業務 費の80%の額	諸経費の 50%の額
補償関係 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 90%の額	一般管理費等 の50%の額

## 2 建設関連業務に係る低入札価格調査基準価格の引上げについて

土木関係建設コンサルタント業務の低入札価格調査基準価格の算定において、一般管理費等の割合を48%から50%へ引き上げます。

(改正後の算定方法)

低入札価格調査基準価格は、次に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額とし、下限は設計額の70%です。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

- (1) 発注者の設計額における直接人件費の額
- (2) 発注者の設計額における直接経費の額
- (3) 発注者の設計額におけるその他原価の額の90パーセントに相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (4) 発注者の設計額における一般管理費等の額の50パーセントに相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）